

2011年10月11日
郵便事業株式会社
郵便局株式会社

共同募金運動に伴う寄附金を内容とする郵便物の料金免除

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉眞一）及び郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 古川治次）では、社会福祉の増進を目的とする事業の活動を支援するため、社会福祉法人共同募金会に宛てた寄附金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を以下のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

1 送付先及び取扱期間

別紙のとおり

2 取扱条件

- (1) 内容品
現金
- (2) 取扱い
現金書留とするもの（現金書留以外の特殊取扱とすることはできません。）
- (3) 表示
表面の見やすい所に「寄附金用郵便」と記載されたもの

3 取扱期間

- (1) 東京都共同募金会及び広島県共同募金会以外の共同募金会
平成23年10月12日(水)から平成23年12月31日(土)まで
- (2) 東京都共同募金会及び広島県共同募金会
平成23年10月12日(水)から平成24年3月31日(土)まで

4 取扱窓口

郵便局（簡易局を含みます。）及び郵便事業株式会社支店

※ 窓口によって取扱期間が異なりますので、最寄りの窓口にご確認ください。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
郵便事業株式会社 経営企画部 広報室 電話：03-3504-9798（直通） FAX：03-3504-9717	郵便事業株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666（有料） 【受付時間 平日 8:00～22:00 土・日・休日 9:00～22:00】
郵便局株式会社 経営企画部 渉外室（報道担当） 電話：03-3504-4127（直通） FAX：03-3508-9736	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666（有料） 【受付時間：平日 8:00～22:00 土・日・休日 9:00～22:00】